

昭和25年第二審第27号

機船美島丸沈没事件〔原審神戸〕

言渡年月日 昭和26年11月22日

審判庁 高等海難審判庁（長屋、滝川、藤枝、藤井、中島）

理事官 寺田武

損害

船体沈没、船客48名及び乗組員4名死亡又は行方不明

原因

運航上の過失（低乾舷の船に於て舷窓の閉鎖を怠る）

主文

本件沈没は、受審人Aの運航に関する職務上の過失によって発生したものである。

Aの乙種船長の業務を2箇月停止する。

理由

（事実）

船種 船名 機船美島丸

総トン数 138トン

旅客定員 149人

受審人 A

職名 船長

海技免状 乙種船長免状

指定海難関係人 B

職名 株式会社C造船部長

事件発生の年月日時刻及び場所

昭和28年11月12日午前3時50分ころ

内海播磨灘

美島丸は、D株式会社の注文により、昭和10年8月大阪市Eにおいて製造された小型旅客船で、進水当時既に船体が頭部過重であったため、甲板下前後部各三等客室の床下に、船底肋骨の頂部に達するまで、総重量約40トンの厚セメントを施したが受渡後なお航海に不安を感じたので、前記各客室の両側にある腰掛の下に合計約6トンの石塊を更にバラストとして積んだ。最初本船は、高松と小豆島間の

航路に就航していたが、昭和19年5月F株式会社の所有となり、阪神と淡路西浦間等に配船されたこともあるが、主として丸亀と阪神間に就航していたところ同航路に従事中的他船に比し、頭部過重の傾向があった。

本船は、昭和24年11月12日午前2時10分箱入り鶏卵、紙その他雑貨合計約154個を機関室前部隔壁と前部三等客室との間にある船倉及びその直上の甲板室に、又同種の貨物約92箇を遊歩甲板上船尾よりに積み、旅客51人を載せ、喫水船首1.80メートル船尾2.40メートル乾舷0.60メートルで小豆島の草壁を発し神戸にいたる航行の途中、同2時50分大角鼻灯台を北2分の1東（以下方位は、すべて磁針方位である。）距離1.5海里ばかりに通過し、針路を東微北4分の1北に定め、機関を1時間10海里ばかりの全速力にかけ進航した。高松草壁間は平穏であったが、草壁出港後は風が増勢して大角鼻通過のころは東南東の和風となり、波浪又増大し南東方からのうねりのため船体は左右に5、6度つつ動揺し、船首から海水の飛沫が打ち上げる状態であった。同3時10分ころAは、運航を甲板長Gに委ね自室に入って休息した。G甲板長（本件沈没により行方不明となる。）は、その後運航の任に当り、操舵手Hを操舵につかせて見張りに従事中、風位は次第に右転して南東方となり、船体の動揺は大して変化がなかったところ、同時50分少し前、船体は突如左舷に15度ばかり傾斜して復元せず、ついで傾斜は急速に増大し、海水は甲板上の諸開口から船内に浸入し、特に後部船室に多量の海水が一時に奔入したため何等の措置をとるいとまなく、同時50分ころ大角鼻灯台から北88度東距離約8海里の地点で船体は全く横転し、船尾を下にして沈没した。A受審人は、自室において休息中最初の傾斜を感じ、驚いて自室を出て船橋に入ると同時につづく大傾斜のため船橋の左翼に投げ飛ばされ、右舷側にはい上ったときは海水は既に船橋まできており、一旦船とともに海中に沈んだが辛じて浮び上り漂流中他船に救助された。又、操舵手Iは当時自室がペイント塗りたてであったので、草壁出帆以来前部甲板下三等客室（当時同室には1人の船客が入口階段の右舷側に寝ていた。）にて同室の略中央に頭を船首の方に向け、布団をかけて仰臥睡眠中、突然右手が冷くなったので目をさましたところ、船体はかなり左舷に傾き、左舷側畳上に海水が溜り腰掛の脚が23、4センチメートル水中に没しているのに気付いて、大いに驚き急いで同室の船客を促して甲板上に出で、船橋にかけ上り、その旨を甲板長に報告した。

当時天候は小雨で南東の和風吹き、南東方からのうねりがあった。

これより先本船は、高松において株式会社Cに入渠し、指定海難関係人B監督の下に左舷側船底外板肋骨番号第32番乃至第35番間のB板及びC板を新替し、その前後の外板に当金したが、同工事施行について、前部甲板下三等客室左舷側後部に接続するや米倉庫の木製隔壁を取り除き、同倉庫左舷側外板に設備してある舷窓が開放されたところ、同倉庫の担務者である司厨員Jは出渠後数回同所に入入りしたが只単に窓硝子が閉鎖状態にあるのを見ただけでこれが緊締用ボルトによって完全に閉鎖されているかどうかを確めなかった。その後草壁を出港して播磨灘にさしかかる場合、A受審人が同舷窓の完全閉鎖に注意しなければならなかったのに、これを怠ったため、本船の動揺と波浪の衝撃によって同舷窓は自然に開放され、当時同窓の下端は水面上僅か30センチメートルであったから、同窓から海水が船内に侵入しはじめたが、船内巡視が確実に行われなかったため何人もこれに気付かなかった。本件の結果、美島丸は前示地点において沈没し、船客3人及び乗組員7人は附近航行中の船舶によって救助されたが残りの船客48人及び乗組員4人は死亡又は行方不明となった。翌々26年5月3日本船は沈没地点において引揚げられ、吊船のまま小豆島坂手に曳航され同所において浮揚作業中同月22日潜水夫

Kによって前記米倉庫の舷窓が開放状態にあることが発見された。同月30日玉野Lに入渠して検査の結果、船底外板の修理箇所及びその他外板より海水が浸入した形跡は認められなかった。

(原因判断)

本件沈没は、海難審判法第2条第1号及び第2号に該当し、乾舷の低い頭部過重の本船において、水面上僅か30センチメートルのところにある舷窓の開閉は、堪航性に重大な関係があるから、常時細心の注意を払う必要があり、高松出帆以来航途平穏であったとはいえ、本船が播磨灘にさしかかる場合、受審人Aが前示舷窓の完全閉鎖に注意しなかったため、同舷窓が外見上閉鎖状態にありながら完全に閉鎖されず、本船の動揺と波浪の衝撃によって開放される状態に放置され、且つ、船内巡視が確実に行われなかった結果、同灘において風浪増大し、同舷窓から海水が浸入し、貨物倉及び前部客室の下部において遊動水となったため本船の頭部過重を助長して大傾斜を来し、多量の海水を一時に甲板上の諸開口から船内に侵入するにいたらしめた同受審人の運航に関する職務上の過失によって発生したものである。

(法令の適用)

受審人Aの所為に対しては、海難審判法第4条第2項の規定により、同法第5条第2号を適用して同人の乙種船長の業務を2箇月停止する。

指定海難関係人Bの所為は何等本件発生の原因とはならないから、同人に対して勧告しない。

よって主文のとおり裁決する。